

○平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。</p> <p>第一（略）</p> <p>第二 有線電気通信端末機器の試験方法は、別表第一号のとおりとする。</p> <p>第三 電波を使用する端末機器の試験方法は、別表第二号のとおりとする。</p> <p>第四 同軸インタフェースのインターネットプロトコル電話端末の試験方法は、別表第三号のとおりとする。</p> <p>第五 同軸インタフェースの専用通信回線設備等端末の試験方法は、別表第四号のとおりとする。</p> <p>第六 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の五に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップの端末機器の試験方法は、別表第五号のとおりとする。</p> <p>第七 無線設備規則第四十九条の六の六に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップ又は毎秒七・六八メガチップの端末機器の試験方法は、別表第六号のとおりとする。</p> <p>第八 無線設備規則第四十九条の六の九に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第七号のとおりとする。</p> <p>第九 無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に</p>	<p>端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を次のように定める。</p> <p>第一（略）</p> <p>第二 有線電気通信端末機器の試験方法は、別表第一号のとおりとする。</p> <p>第三 電波を使用する端末機器の試験方法は、別表第二号のとおりとする。</p> <p>第四 同軸インタフェースのデジタル端末の試験方法は、別表第三号のとおりとする。</p> <p>第五 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の五に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップの端末機器の試験方法は、別表第四号のとおりとする。</p> <p>第六 無線設備規則第四十九条の六の六に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップ又は毎秒七・六八メガチップの端末機器の試験方法は、別表第五号のとおりとする。</p> <p>第七 無線設備規則第四十九条の六の九に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第六号のとおりとする。</p> <p>第八 無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に</p>

開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する移動電話端末の試験方法は、別表第八号のとおりとする。

第十 無線設備規則第四十九条の二十八に規定する方式のうち送信バースト長が五ミリ秒の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第九号のとおりとする。

第十一 無線設備規則第四十九条の二十九に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第十号のとおりとする。

別表第一号 有線電気通信端末機器の測定方法
一～三 (略)

四 端末設備内で電波を使用する端末設備

1 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局 (PHS 兼用機を含む。) の無線設備

(一)・(ロ) (略)

2 (略)

3 1及び2以外の端末設備

(イ) 識別符号の符号長

(1) 測定用機器は、次のとおりとする。

ア プロトコルモニタ

イ 測定用結合回路

ウ 電波暗室 (電波法に規定する機器の証明を受けていない機器

で空中線結合を使用する場合に限る。)

(2) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。

開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する移動電話端末の試験方法は、別表第七号のとおりとする。

第九 無線設備規則第四十九条の二十八に規定する方式のうち送信バースト長が五ミリ秒の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第八号のとおりとする。

第十 無線設備規則第四十九条の二十九に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第九号のとおりとする。

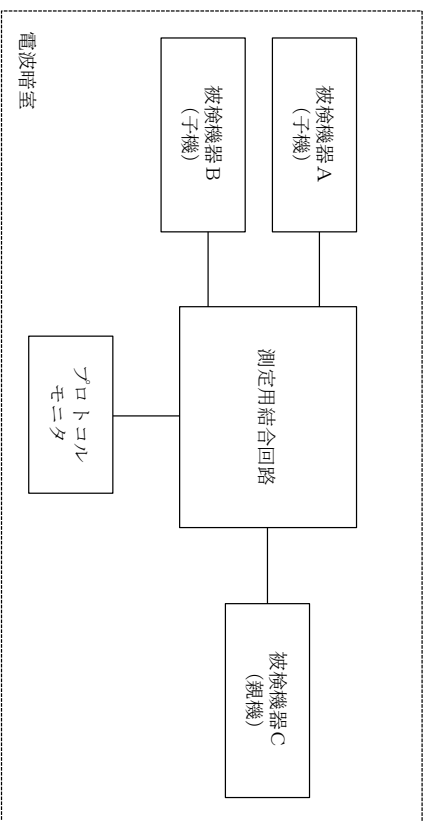
別表第一号 有線電気通信端末機器の測定方法
一～三 (略)

四 端末設備内において電波を使用する端末設備

1 デジタルコードレス電話の無線局 (PHS 兼用機を含む。) の無線設備

(一)・(ロ) (略)

2 (略)



(3) 測定手順は、次のとおりとする。

ア 識別符号長の確認

(7) 被検機器 A (子機) と被検機器 C (親機) との間で通信路を設定できるように、識別符号を登録する。

(8) 被検機器 A (子機) と被検機器 C (親機) との間で通信路を設定する。

(9) その接続状態をプロトコルモニタで確認する。

イ 通信路設定のための識別符号照合

(7) 識別符号が異なる被検機器 (子機) のうち 1 台のみを被検機器 C (親機) との間で通信路を設定できるように、識別符号を登録する。

(8) 登録した被検機器 (子機) と被検機器 (親機) との間で通信路を設定できるが、登録していない被検機器 (子機) と被検機器 (親機) との間で通信路を設定できないことを確認する。

(9) 被検機器 (子機) と被検機器 (親機) のすべての組合せに

ついて確認する。

㉔ 空きチャネル判定

(1) 測定用機器は、次のとおりとする。

ア 測定用結合回路

イ 方向性結合器

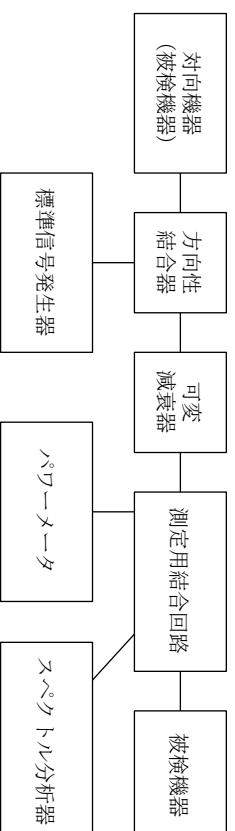
ウ 可変減衰器

エ 標準信号発生器

オ スペクトル分析器

カ パワーメータ

(2) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(3) 測定手順は、次のとおりとする。

ア 標準信号発生器の出力は断と、可変減衰器は0dBとしてお
き、被検機器から対向機器に発信を行う。

イ 被検機器と対向機器との間で通信路が設定され電波が発射
されていることをスペクトル分析器で確認する。

ウ 標準信号発生器の出力を、空きチャネル判定機能により被検
機器が電波を発射できない値に設定する。

エ 可変減衰器の減衰値を徐々に上げていき、被検機器が送信を
開始することを確認する。

オ 通信路を切断し、パワーメータの値を確認する。

カ 制御チャネルと通信チャネルが異なる場合は、それぞれについて確認する。

五 アナログ電話端末設備

1～5 (略)

6 緊急通報機能

㊦ 測定用機器は、次のとおりとする。

(1) オシロスコープ(波形を自動的に記録し、印刷できるもの。)

(2) 周波数カウンタ

(3) 直流電流計

(4) 電源供給回路

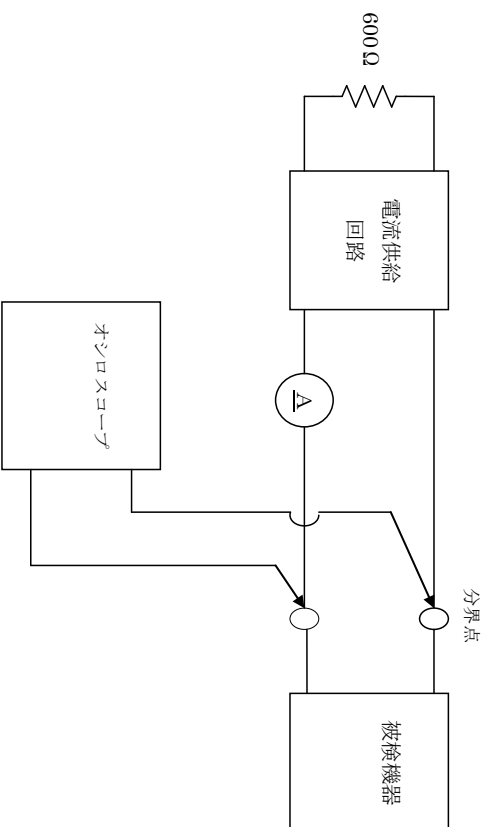
(5) 被検機器のP.B信号送出時間が固定式などで、周波数カウンタの応答時間が長く、通常の測定器で測定困難な場合、FFTアナライザにより周波数を測定する。

㊧ 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。

(1) ダイヤルパルス信号の場合

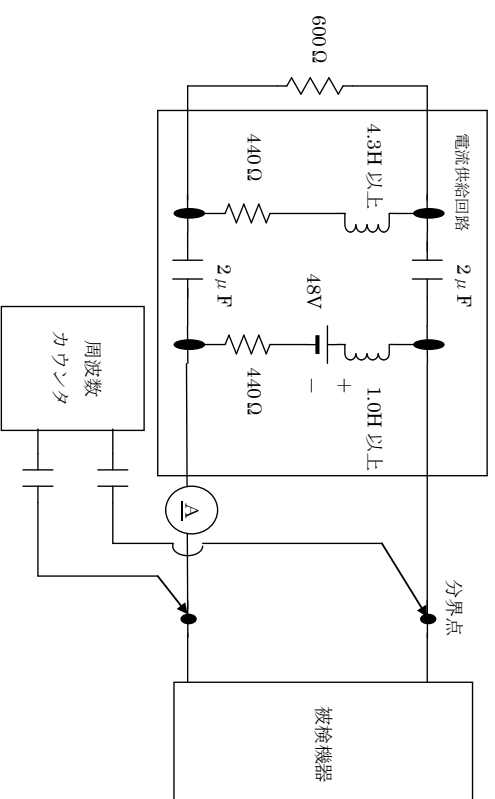
五 アナログ電話端末設備

1～5 (略)

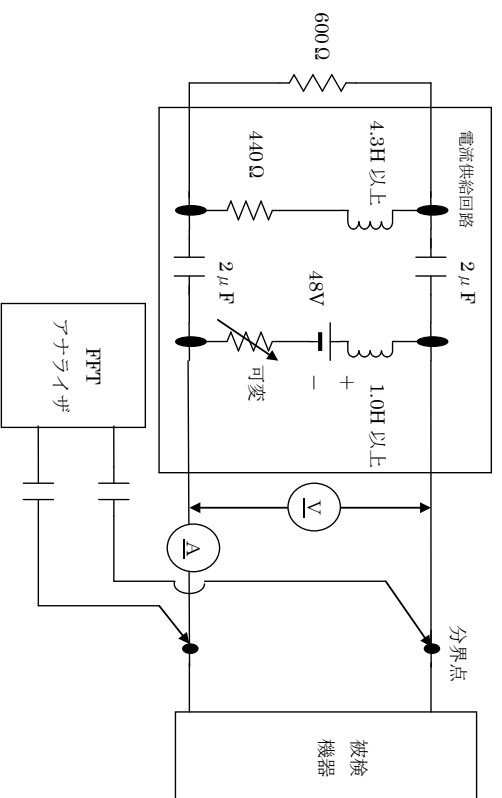


(2) PB信号の場合

ア 周波数カウンタによる測定の場合



イ FFTアナライザによる測定の場合



③ 測定手順は、次のとおりとする。

(1) ダイヤルパルス信号の場合

ア 電源供給回路の極性を設定する。

イ 被検機器をメーカー状態にして直流電流値を20mAから120mAまでの任意の値に設定する。

ウ 被検機器のダイヤルスピードを設定する。

エ 被検機器から電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第11条各号に規定する電気通信番号に対応したダイヤルパルスを送出する。

オ 送出されたダイヤルパルス信号をオシロスコープにより測定し、正しく送出されていることを確認する。

(2) PB信号の場合

ア 周波数測定器による測定の場合

イ 電源供給回路の極性を設定する。

(4) 被検機器をマーク状態にして直流電流値を20mAから120mAまでの任意の値に設定する。

(5) 被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応したPB信号を送出する。

(6) 送出されたPB信号を周波数カウンタにより測定し、正しく送出されていることを確認する。

イ F F Tアライザによる測定の場合

(7) 電源供給回路の極性を設定する。

(8) 被検機器をマーク状態にして直流電流値を20mAから120mAまでの任意の値に設定する。

(9) 被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応したPB信号を送出する。

(10) 送出されたPB信号を、F F Tアライザにより高群・低群の各周波数を測定し、正しく送出されていることを確認する。

7～13 (略)

六 インターネットプロトコル電話端末設備

1 呼の設定、切断等を行うためのメッセージの送出

(1) 測定用機器は、次のとおりとする。

(1) 擬似交換機

(2) プロトコルアライザ (インターネットプロトコル電話端末の送受信信号を伝送路上で確認できること、又は擬似交換機とのインタフェースにおいて確認できること。)

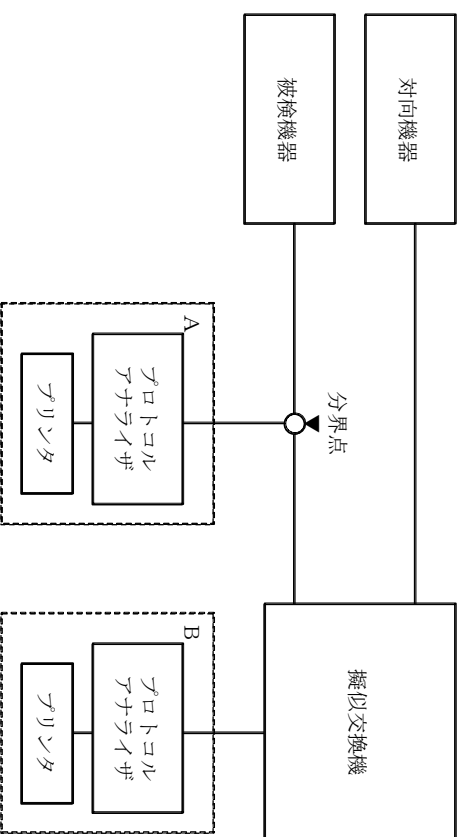
(3) プリンタ

(4) 被検機器と同一の機器又は既適合機器 (2)の測定回路ブロック

6～12 (略)

図中「対向機器」とする。）

㊦ 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



注 分界点上での測定が困難な場合は、擬似交換機での確認によること。

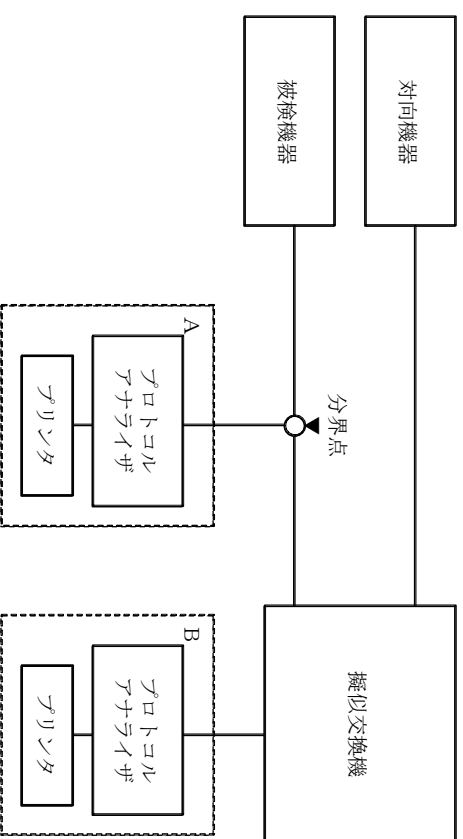
㊧ 測定手順は、被検機器に発信、応答及び通信終了動作を行わせ、シーケンス動作ごとにプロトコルアナライザで確認する。

2 通信終了メッセージの送出タイムング

㊨ 測定用機器は、次のとおりとする。

- (1) 擬似交換機
- (2) プロトコルアナライザ (インターネットプロトコル電話端末の送受信信号を伝送路上で確認できること、又は擬似交換機とのインタフェースにおいて確認できること。)
- (3) プリンタ
- (4) 被検機器と同一の機器又は既適合機器 (㊦の測定回路ブロック図及び㊧中「対向機器」とする。)

㉒ 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



注 分界点上での測定が困難な場合は、擬似交換機での確認によること。

㉓ 測定手順は、次のとおりとする。

(1) 相手不応答時と相手話中時の動作の制御方式及びタイマー値が異なる場合のみ両方の状態で測定し、同じ場合は、片方のみ行えばよいものとする。

(2) 相手不応答時の測定手順

被検機器から空き状態の対向機器へ発信し、対向機器は応答させずにおき、被検機器が自動切断する動作をプロトコルアナライザで確認する。

(3) 相手話中時の測定手順

被検機器から話中状態の対向機器へ発信し、対向機器は話中状態を保持させ、被検機器が自動切断する動作をプロトコルアナライザで確認する。

3 自動再発信

(一) 測定用機器は、次のとおりとする。

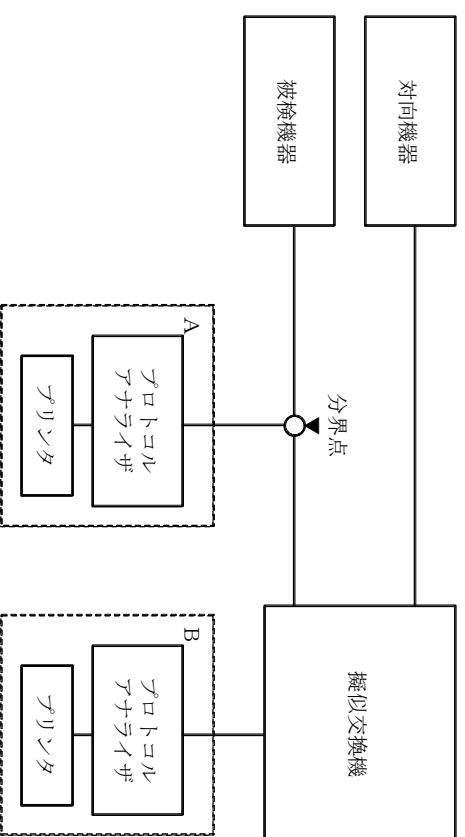
(1) 擬似交換機

(2) プロトコルアナライザ（インターネットプロトコル電話端末の送受信信号を伝送路上で確認できること、又は擬似交換機とのインタフェースにおいて確認できること。）

(3) プリソタ

(4) 被検機器と同一の機器又は既適合機器（(二)の測定回路ブロック図及び(三)中「対向機器」とする。）

(二) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



注 分界点上での測定が困難な場合は、擬似交換機での確認によること。

(三) 測定手順は、次のとおりとする。

(1) 3分2回以内方式の場合

ア 相手不応答時と相手話中時の動作の制御方式及びタイム

値が異なる場合のみ両方の状態で測定し、同じ場合は、片方のみ行えばよいものとする。

イ 相手不応答時の測定手順

被検機器から空き状態の対向機器へ発信し、対向機器は応答させずにいき、被検機器に自動再発信を行わせる。被検機器の発信動作から3分間以上をプロトコルアナライザで確認する。

ウ 相手話中時の測定手順

被検機器から話中状態の対向機器へ発信し、対向機器は話中状態を保持させていき、被検機器に自動再発信を行わせる。被検機器の発信動作から3分間以上をプロトコルアナライザで確認する。

(2) 15回以内方式の場合

ア 相手不応答時と相手話中時の動作の制御方式及びタイマー値が異なる場合のみ両方の状態で測定し、同じ場合は、片方のみ行えばよいものとする。

イ 相手不応答時の測定手順

被検機器から空き状態の対向機器へ発信し、対向機器は応答させずにいき、被検機器に自動再発信を行わせ、さらにシーケンス終了後に完了呼を介さずに被検機器へ同一番号の対向機器への手動によらない発信要求を行う。被検機器からの発信動作から自動再発信シーケンスが終了し、以後の発信要求に対し再発信しないことをプロトコルアナライザで確認する。

ウ 相手話中時の測定手順

被検機器から話中状態の対向機器へ発信し、対向機器は話中状態を保持させていき、被検機器に自動再発信を行わせ、さら

にシーケンス終了後に完了呼を介さずに被検機器へ同一番号の対向機器への手動によらない発信要求を行う。被検機器の発信動作から自動再発信シーケンスが終了し、以後の発信要求に対し再発信しないことをプロトコルアナライザで確認する。

(3) 3分2回以内方式と15回以内方式の機能を併せ持つ機器の場合には両方式について測定を行う。

4 識別情報登録

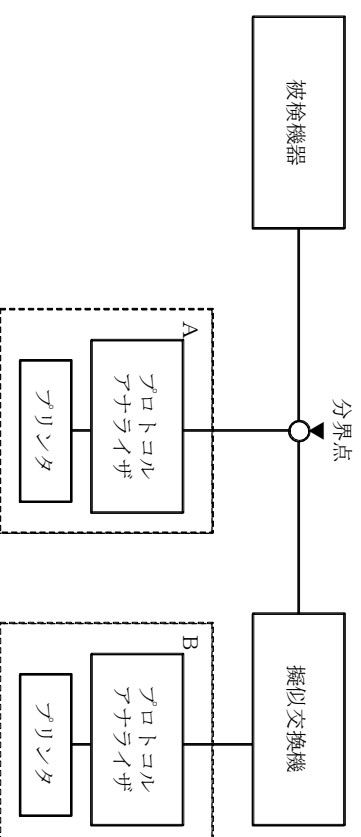
(1) 測定用機器は、次のとおりとする。

(1) 擬似交換機

(2) プロトコルアナライザ（インターネットプロトコル電話末の送受信信号を伝送路上で確認できること、又は擬似交換機とのインタフェースにおいて確認できること。）

(3) テリント

(2) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(3) 測定手順は、次のとおりとする。

(1) 被検機器からの識別情報の登録の要求に対し、待機時間を指示する信号を送出するように擬似交換機を設定し、被検機器から識

別情報の登録を要求する信号を送出する。

(2) 被検機器が擬似交換機から指示された待機時間の後に、再び識別情報の登録を要求する信号を送出することをプロトコルアナライザで確認する。

(3) 被検機器からの識別情報の登録の要求に応答しないように擬似交換機を設定し、被検機器から識別情報の登録を要求する信号を送出する。

(4) 被検機器に設定された待機時間の後に、再び識別情報の登録を要求する信号を送出することをプロトコルアナライザで確認する。

(5) 被検機器からの識別情報の登録の要求に対し、待機時間を指示せずに登録ができない旨の信号を送出するように擬似交換機を設定し、被検機器から識別情報の登録を要求する信号を送出する。

(6) 被検機器に設定された待機時間の後に、再び識別情報の登録を要求する信号を送出することをプロトコルアナライザで確認する。

5 ふくそう通知機能

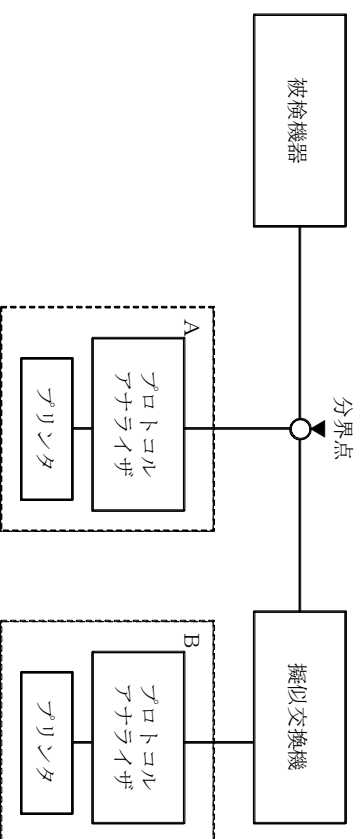
(1) 測定用機器は、次のとおりとする。

(1) 擬似交換機

(2) プロトコルアナライザ (インターネットプロトコル電話端末の送受信信号を伝送路上で確認できること、又は擬似交換機とのインタフェースにおいて確認できること。)

(3) ブリック

(4) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



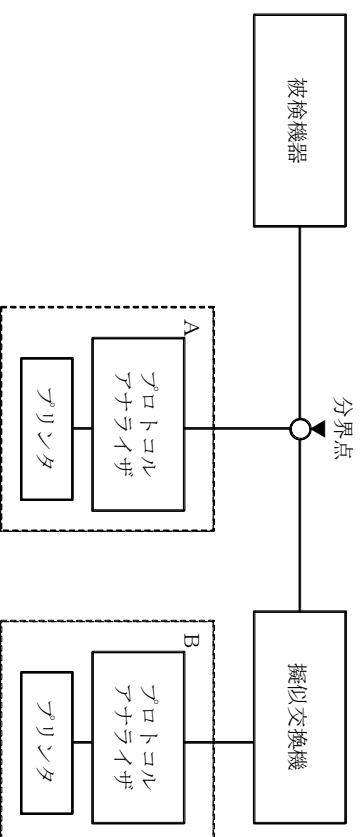
㉓ 測定手順は、次のとおりとする。

- (1) 被検機器から擬似交換機に対して、発信動作を行う。
- (2) 被検機器からの発信に対し、擬似交換機から被検機器にふくそ
うが発生している旨の信号を送出する。
- (3) ふくそが発生している旨が被検機器の映像面の表示、受話器
等からの可聴音又は音声等により通知されることを確認する。

6 緊急通報機能

㉔ 測定用機器は、次のとおりとする。

- (1) 擬似交換機
 - (2) プロトコルアナライザ (インターネットプロトコル電話端末の
送受信信号を伝送路上で確認できること、又は擬似交換機とのイ
ンタフェースにおいて確認できること。)
 - (3) テリシタ
- ㉕ 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



③ 測定手順は、次のとおりとする。

(1) 被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に発信する。

(2) 呼の設定を行うためのメッセージに含まれる電気通信番号が正しく送出されていることをプロトコルアナライザにより確認する。

7 マタリツク伝送路、光伝送路等インタフェースの端末の電氣的条件等

第八項の専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備の電氣的条件等の試験方法を準用する。

8 アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力

(1) 測定用機器は、次のとおりとする。

(1) 基準器 (1,500 Hz、0 dBmの基準信号を発生し、インタネツトプロトコル電話網に接続されデジタル音声データを送信できる機能を有すること。)

(2) 擬似交換機

(3) D/A変換器

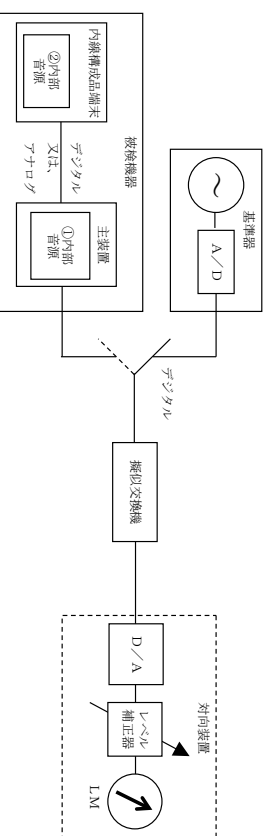
(4) レベル補正器（アナログ信号をレベル調整する機能を有すること。）

(5) レベル計（600Ω終端で電力レベルが測定できること。）

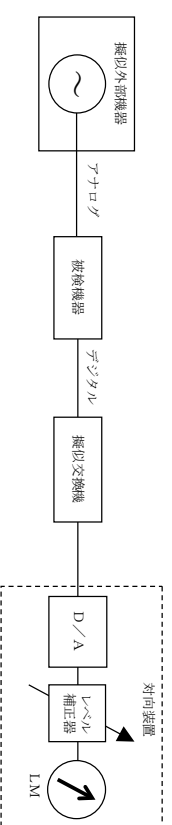
(6) 擬似外部機器（1,500Hz、0dBmの基準信号を発生し、被検機器の外部インタフェースに接続され、アナログ電話端末と通信が可能なこと。外部インタフェース種類ごとに異なる。）

(二) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。

(1) 被検機器内部音源測定回路



(2) 外部インタフェースがある場合の測定回路



(三) 測定手順は、次のとおりとする。

(1) 平均レベルの測定について、測定帯域はアナログ電話端末の音声帯域である300Hzから4kHzまでの帯域とし、測定時間は最大レベルを含む3秒間とする。ただし、データ通信信号など連続した信号のみの場合は0.3秒間でも可とし、測定値はその平均値とする。

(2) 前準備 (レベル補正)

- ア 基準器と対向装置を通話状態とし、基準器の発信器から1,500Hz、0dBmの信号を送出する。
- イ レベル計の測定値が0dBmとなるようにレベル補正器を調整する。
- ウ (3)及び(4)の測定前には必ずレベル補正を行う。

(3) 内部音源の測定

- ア 被検機器と対向装置を通話状態とし、被検機器から対向装置へ内部音源の信号を送出し、レベル計でレベルを測定する。
- イ 内線構成品を含むすべての内部音源について測定を行う。

(4) 外部インタフェースの測定

- ア 被検機器を介して擬似外部機器と対向装置を通話状態とし、擬似外部機器から対向装置へ1,500Hz、0dBmの信号を送出し、レベル計でレベルを測定する。
- イ アナログ電話端末と通信可能なすべての外部インタフェースについて測定を行う。

七 総合デジタル通信用設備に接続される端末設備

1～3 (略)

4 緊急通報機能

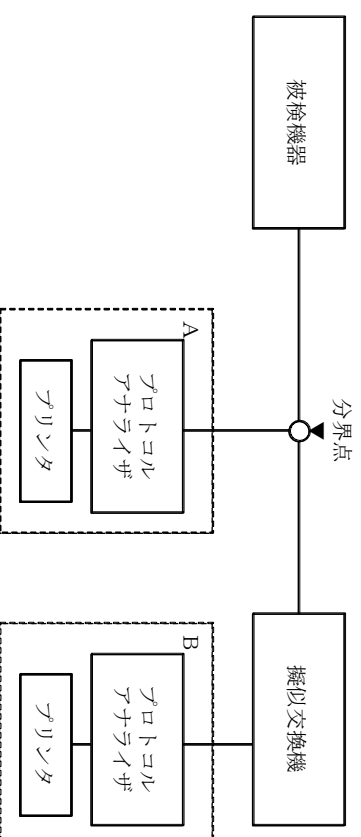
- イ 測定用機器は、次のとおりとする。
- (1) 被検機器の有するインタフェースと直接接続し動作可能な擬似交換機
- (2) プロトコルアナライザ (総合デジタル端末の送受信信号を伝送路上で確認できること、又は擬似交換機とのインタフェースにおいて確認できること。)

六 総合デジタル通信用設備に接続される端末設備

1～3 (略)

(3) プリンタ

(2) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(3) 測定手順は、次のとおりとする。

(1) 被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に発信する。

(2) 呼設定メッセージに含まれる電気通信番号が正しく送出されていることをプロトコルアナライザにより確認する。

5・6 (略)

ハ 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備

1 マタリック伝送路インタフェースの3.4kHz帯アナログ専用通信回線設備等端末の送出電力、送出電流及び送出電圧等 (略)

2 T T C標準 J J -50.10マタリック伝送路インタフェースの専用通信回線設備等端末の送出電圧 (略)

3 I T U - T 勧告 G. 961 Appendix III マタリック伝送路インタフェ

4・5 (略)

ヒ 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備

1 マタリック伝送路インタフェースの3.4kHz帯アナログデジタル端末の送出電力、送出電流及び送出電圧等 (略)

2 T T C標準 J J -50.10マタリック伝送路インタフェースのデジタル端末の送出電圧 (略)

3 I T U - T 勧告 G. 961 Appendix III マタリック伝送路インタフェ

<p>ースの<u>専用通信回線設備等端末</u>の送出電圧 (略)</p>	<p>ースの<u>デジタル端末</u>の送出電圧 (略)</p>
<p>4 I T U - T 勧告 G. 992. 1 (G. dmt) 及び G. 992. 1 (G. lite) A D S L メタリック伝送路インタフェースの<u>専用通信回線設備等端末</u>の送出電圧 (略)</p>	<p>4 I T U - T 勧告 G. 992. 1 (G. dmt) 及び G. 992. 1 (G. lite) A D S L メタリック伝送路インタフェースの<u>デジタル端末</u>の送出電圧 (略)</p>
<p>5 I T U - T 勧告 G. 992. 1 (G. dmt) S S D S L メタリック伝送路インタフェースの<u>専用通信回線設備等端末</u>の送出電圧 (略)</p>	<p>5 I T U - T 勧告 G. 992. 1 (G. dmt) S S D S L メタリック伝送路インタフェースの<u>デジタル端末</u>の送出電圧 (略)</p>
<p>6 伝送路速度 6. 312Mb / s 以下の光伝送路インタフェースの<u>専用通信回線設備等端末</u>の光出力 (略)</p>	<p>6 伝送路速度 6. 312Mb / s 以下の光伝送路インタフェースの<u>デジタル端末</u>の光出力 (略)</p>
<p>7 伝送路速度 6. 312Mb / s から 155. 52Mb / s までの光伝送路インタフェースの<u>専用通信回線設備等端末</u>の光出力 (略)</p>	<p>7 伝送路速度 6. 312Mb / s から 155. 52Mb / s までの光伝送路インタフェースの<u>デジタル端末</u>の光出力 (略)</p>
<p>8 T T C 標準 J T - G. 957 (52Mb / s) 適用伝送路コード I - 0 の光伝送路インタフェースの<u>専用通信回線設備等端末</u>の光出力 (略)</p>	<p>8 T T C 標準 J T - G. 957 (52Mb / s) 適用伝送路コード I - 0 の光伝送路インタフェースの<u>デジタル端末</u>の光出力 (略)</p>
<p>9 T T C 標準 J T - G. 957 (52Mb / s) 適用伝送路コード L - 0. 1 の光伝送路インタフェースの<u>専用通信回線設備等端末</u>の光出力 (略)</p>	<p>9 T T C 標準 J T - G. 957 (52Mb / s) 適用伝送路コード L - 0. 1 の光伝送路インタフェースの<u>デジタル端末</u>の光出力 (略)</p>
<p>10 I T U - T 勧告 G. 957 (155Mb / s) アプリケーションコード I - 1、S - 1. 1 又は S - 1. 2 の光伝送路インタフェースの<u>専用通信回線設備等端末</u>の光出力 (略)</p>	<p>10 I T U - T 勧告 G. 957 (155Mb / s) アプリケーションコード I - 1、S - 1. 1 又は S - 1. 2 の光伝送路インタフェースの<u>デジタル端末</u>の光出力 (略)</p>

<p>11 I T U - T 勧告 G. 957 (155Mb/s) アプリケーションコード L-1.1、L-1.2又はL-1.3の光伝送路インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u>の光出力 (略)</p>	<p>11 I T U - T 勧告 G. 957 (155Mb/s) アプリケーションコード L-1.1、L-1.2又はL-1.3の光伝送路インタフェースの <u>デジタル端末</u>の光出力 (略)</p>
<p>12 I T U - T 勧告 G. 957 (622Mb/s) アプリケーションコード I-4, S-4.1又はS-4.2の光伝送路インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u>の光出力 (略)</p>	<p>12 I T U - T 勧告 G. 957 (622Mb/s) アプリケーションコード I-4, S-4.1又はS-4.2の光伝送路インタフェースの <u>デジタル端末</u>の光出力 (略)</p>
<p>13 I T U - T 勧告 G. 957 (622Mb/s) アプリケーションコード L-4.1, L-4.2又はL-4.3の光伝送路インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u>の光出力 (略)</p>	<p>13 I T U - T 勧告 G. 957 (622Mb/s) アプリケーションコード L-4.1, L-4.2又はL-4.3の光伝送路インタフェースの <u>デジタル端末</u>の光出力 (略)</p>
<p>14 I T U - T 勧告 G. 957 (2.488Gb/s) アプリケーションコード I-16の光伝送路インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u>の光出力 (略)</p>	<p>14 I T U - T 勧告 G. 957 (2.488Gb/s) アプリケーションコード I-16の光伝送路インタフェースの <u>デジタル端末</u>の光出力 (略)</p>
<p>15 I T U - T 勧告 G. 957 (2.488Gb/s) アプリケーションコード S-16.1又はS-16.2の光伝送路インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u>の光出力 (略)</p>	<p>15 I T U - T 勧告 G. 957 (2.488Gb/s) アプリケーションコード S-16.1又はS-16.2の光伝送路インタフェースの <u>デジタル端末</u>の光出力 (略)</p>
<p>16 I T U - T 勧告 G. 957 (2.488Gb/s) アプリケーションコード L-16.1, L-16.2又はL-16.3の光伝送路インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u>の光出力 (略)</p>	<p>16 I T U - T 勧告 G. 957 (2.488Gb/s) アプリケーションコード L-16.1, L-16.2又はL-16.3の光伝送路インタフェースの <u>デジタル端末</u>の光出力 (略)</p>
<p>17 I S O 標準 8802-3 Section 26 (100 B A S E - F X) の光伝送路インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u>の光出力</p>	<p>17 I S O 標準 8802-3 Section 26 (100 B a s e - F X) の光伝送路インタフェースの <u>デジタル端末</u>の光出力</p>

(略)	
18	I S O 標準8802-3 Section38. 3 (<u>1000 B A S E - S X</u>) の光伝送路インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u> の光出力 (略)
19	I S O 標準8802-3 Section38. 4 (<u>1000 B A S E - L X</u>) の光伝送路インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u> の光出力 (略)
20	A T M - F o r u m a f - p h y - 0 0 6 2 (155Mb/s) の光伝送路インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u> の光出力 (略)
21	I T U - T 勧告 V. 28 インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u> の送出電圧 (略)
22	I T U - T 勧告 V. 10 / V. 11 インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u> の開放電圧 (略)
23	I T U - T 勧告 G. 703 (1. 544Mb/s) インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u> の送出電圧 (略)
24	I T U - T 勧告 G. 703 (45Mb/s) インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u> の送出電力 (略)
25	I S O 標準8802-3 Section 7 (A U I) インタフェースの <u>専用通信回線設備等端末</u> の送出電圧 (略)

(略)	
18	I S O 標準8802-3 Section38. 3 (<u>1000 B a s e - S X</u>) の光伝送路インタフェースの <u>デジタル端末</u> の光出力 (略)
19	I S O 標準8802-3 Section38. 4 (<u>1000 B a s e - L X</u>) の光伝送路インタフェースの <u>デジタル端末</u> の光出力 (略)
20	A T M - F o r u m a f - p h y - 0 0 6 2 (155Mb/s) の光伝送路インタフェースの <u>デジタル端末</u> の光出力 (略)
21	I T U - T 勧告 V. 28 インタフェースの <u>デジタル端末</u> の送出電圧 (略)
22	I T U - T 勧告 V. 10 / V. 11 インタフェースの <u>デジタル端末</u> の開放電圧 (略)
23	I T U - T 勧告 G. 703 (1. 544Mb/s) インタフェースの <u>デジタル端末</u> の送出電圧 (略)
24	I T U - T 勧告 G. 703 (45Mb/s) インタフェースの <u>デジタル端末</u> の送出電力 (略)
25	I S O 標準8802-3 Section 7 (A U I) インタフェースの <u>デジタル端末</u> の送出電圧 (略)

26 I S O標準8802-3 Section14 (10BASE-T) インタフェースの専用通信回線設備等端末の送出電圧 (略)

27 I S O標準8802-3 Section25 (100BASE-TX) インタフェースの専用通信回線設備等端末の送出電圧 (略)

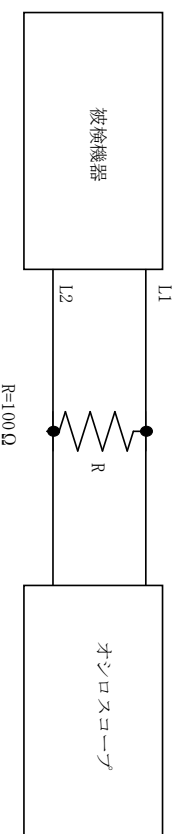
28 I S O標準8802-3 Section40 (1000BASE-T) インタフェースの専用通信回線設備等端末の送出電圧

(1) 測定用機器は、次のとおりとする。

(1) オシロスコープ

(2) 負荷抵抗 $R=100\Omega$

(2) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(3) 測定手順は、負荷抵抗の両端に発生する電圧値をオシロスコープで測定する。

29 T T C標準 J T - I 432.5 (25Mb/s) インタフェースの専用通信回線設備等端末の送出電圧 (略)

30 T T C標準 J T - I 430又は J T - I 430 a インタフェースの専用通信回線設備等端末の送出電圧 (略)

26 I S O標準8802-3 Section14 (10Base-T) インタフェースのデジタル端末の送出電圧 (略)

27 I S O標準8802-3 Section25 (100Base-TX) インタフェースのデジタル端末の送出電圧 (略)

28 T T C標準 J T - I 432.5 (25Mb/s) インタフェースのデジタル端末の送出電圧 (略)

29 T T C標準 J T - I 430又は J T - I 430 a インタフェースのデジタル端末の送出電圧 (略)

31 T T C標準 J T - I 431又は J T - I 431 a インタフェースの専用通信回線設備等端末の送出電圧

(略)

32 (略)

別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法

一・二 (略)

三 基本的機能

1 (略)

2 測定路ブロック図は、次のとおりとする。

㌦ P D C 端末 (無線設備規則第49条の6の2に規定する無線設備をいう。以下同じ。) であって、P D C デュアル端末 (P D C 端末のうち、800MHz帯と1,500MHz帯の両方の電波を送信することができるものをいう。以下同じ。) 以外の端末、P H S 端末、M C (1 X) - C D M A 端末 (同令第49条の6の3に規定する無線設備及び同令第49条の6の4に規定する無線設備のうち拡散符号速度が毎秒1,2288メガチップズ又は毎秒3,6864メガチップズのをいう。以下同じ。) 及びD S - C D M A 端末 (同令第49条の6の4又は第49条の6の5に規定する無線設備のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップズのをいう。以下同じ。) の場合

(図略)

㌧ (略)

3 (略)

四～十二 (略)

十三 緊急通報機能

1 測定用機器は、次のとおりとする。

30 T T C標準 J T - I 431又は J T - I 431 a インタフェースのデジタル端末の送出電圧

(略)

31 (略)

別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法

一・二 (略)

三 基本的機能

1 (略)

2 測定路ブロック図は、次のとおりとする。

㌦ P D C 端末 (無線設備規則第四十九条の六の二に規定する方式をいう。以下同じ。) 800MHz帯と1,500MHz帯デュアル以外の場合、M C (1 X) - C D M A 方式 (無線設備規則第四十九条の六の三に規定する方式及び同令第49条の六の四に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1,2288メガチップズ又は毎秒3,6864メガチップズのをいう。以下同じ。) 及びD S - C D M A 端末 (同令第49条の6の4又は第49条の6の5に規定する無線設備のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップズのをいう。以下同じ。) の場合

(図略)

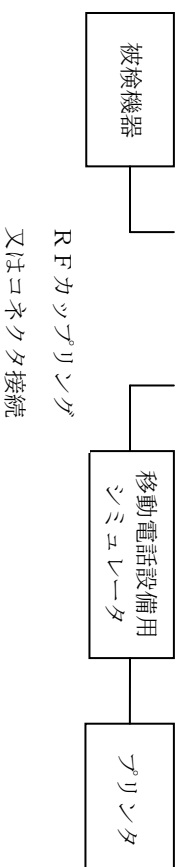
㌧ (略)

3 (略)

四～十二 (略)

- (イ) 移動電話設備用シミュレータ
(ロ) プリンタ

2 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



3 測定手順は、次のとおりとする。

(イ) PDC端末、PHS端末及びiMTC(1X)-CDMA端末

(1) 被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した発信を要求する信号を送出する。

(2) 発信を要求する信号に含まれる電気通信番号が正しく送ばれていることを移動電話設備用シミュレータにより確認する。

(ロ) DS-SS-CDMA端末

(1) 被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した発信を要求する信号又は緊急通報発信を要求する信号を送出する。

(2) 発信を要求する信号に含まれる電気通信番号又は緊急通報発信を要求する信号が正しく送ばれていることを移動電話設備用シミュレータにより確認する。

十四～二十四 (略)

別表第三号 同軸インタフェースのインターネットワークプロトコル電話端末の測定方法

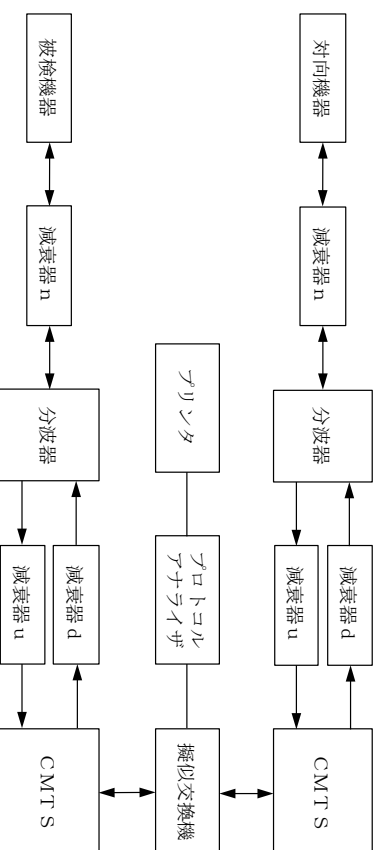
二 呼の設定、切断等を行うためのメッセージの送付

十三～二十三 (略)

1 測定用機器は、次のとおりとする。

- (一) ケーブルモデム終端装置 (以下「CMTS」という。)
- (二) 減衰器
- (三) 分波器
- (四) 擬似交換機
- (五) プロトコルアダプタ
- (六) プリント
- (七) 被検機器と同一の機器又は既適合機器 (2の測定回路ブロック図中「対向機器」とする。)

2 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



3 測定手順は、次のとおりとする。

- (一) 2の測定回路ブロック図に示すように適切な同軸ケーブル及びコネクタ並びに減衰器及び分波器による擬似線路を使用し、CMTS対向によりCMTSとの認証を確立する。
- (二) 被検機器の下り受信は標準運用レベル0dBmV又は60dBμVとなるように減衰器d及びnを調整する。
- (三) 被検機器の上り送信レベルが、TDMa方式の場合は最大レベル

3 測定手順は、次のとおりとする。

- (一) 相手不応答時と相手話中時の動作の制御方式及びタイム値が異なる場合のみ両方の状態で測定し、同じ場合は、片方のみ行えばよいものとする。
- (二) 2の測定回路ブロック図に示すように適切な同軸ケーブル及びコネクタ並びに減衰器及び分波器による擬似線路を使用し、CMTS対向によりCMTSとの認証を確立する。
- (三) 第一項3(三)から四までの調整を行う。
- (四) 相手不応答時の測定手順
被検機器から空き状態の対向機器へ発信し、対向機器は応答させずにおき、被検機器が自動切断する動作をプロトコルアナライザで確認する。
- (五) 相手話中時の測定手順
被検機器から話中状態の対向機器へ発信し、対向機器は話中状態を保持させ、被検機器が自動切断する動作をプロトコルアナライザで確認する。

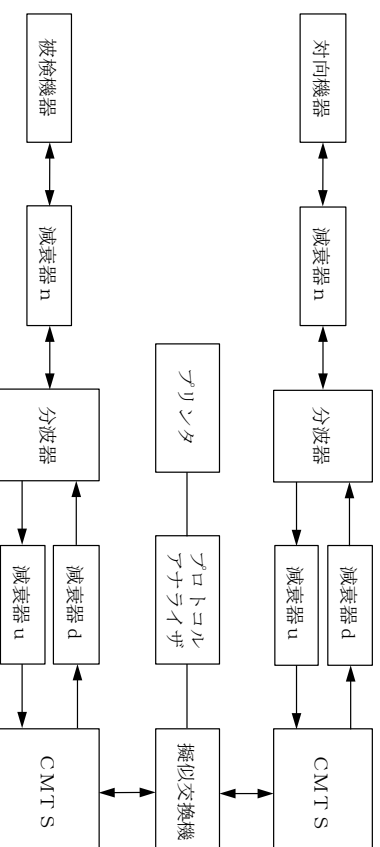
三 自動再発信

1 測定用機器は、次のとおりとする。

- (一) CMTS
- (二) 減衰器
- (三) 分波器
- (四) 擬似交換機
- (五) プロトコルアナライザ
- (六) プリンタ
- (七) 被検機器と同一の機器又は既適合機器（2の測定回路ブロック図

及び3中「対向機器」とする。)

2 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



3 測定手順は、次のとおりとする。

① 3分2回以内方式の場合

(1) 相手不応答時と相手話中時の動作の制御方式及びタイマー値が異なる場合のみ両方の状態で測定し、同じ場合は、片方のみ行えばよいものとする。

(2) 2の測定回路ブロック図に示すように適切な同軸ケーブル及びコネクタ並びに減衰器及び分波器による擬似線路を使用し、CMTS対向によりCMTSとの認証を確立する。

(3) 第一項3(㉑)から(㉓)までの調整を行う。

(4) 相手不応答時の測定手順

被検機器から空き状態の対向機器へ発信し、対向機器は応答させずにおき、被検機器に自動再発信を行わせる。被検機器の発信動作から3分間以上をプロトコルアライザで確認する。

(5) 相手話中時の測定手順

被検機器から話中状態の対向機器へ発信し、対向機器は話中状

態を保持させておき、被検機器に自動再発信を行わせる。被検機器の発信動作から3分間以上をプロトコルアナライザで確認する。

□ 15回以内方式の場合

(1) 相手不応答時と相手話中時の動作の制御方式及びタイマー値が異なる場合のみ両方の状態で測定し、同じ場合は、片方のみ行えばよいものとする。

(2) 2の測定回路ブロック図に示すように適切な同軸ケーブル及びコネクタ並びに減衰器及び分波器による擬似線路を使用し、CMTS対向によりCMTSとの認証を確立する。

(3) 第一項3(□)から(四)までの調整を行う。

(4) 相手不応答時の測定手順

被検機器から空き状態の対向機器へ発信し、対向機器は応答させずにおき、被検機器に自動再発信を行わせ、さらにシーケンス終了後に完了呼を介さずに被検機器へ同一番号の対向機器への手動によらない発信要求を行う。被検機器からの発信動作から自動再発信シーケンスが終了し、以後の発信要求に対し再発信しないことをプロトコルアナライザで確認する。

(5) 相手話中時の測定手順

被検機器から話中状態の対向機器へ発信し、対向機器は話中状態を保持させておき、被検機器に自動再発信を行わせ、さらにシーケンス終了後に完了呼を介さずに被検機器へ同一番号の対向機器への手動によらない発信要求を行う。被検機器の発信動作から自動再発信シーケンスが終了し、以後の発信要求に対し再発信しないことをプロトコルアナライザで確認する。

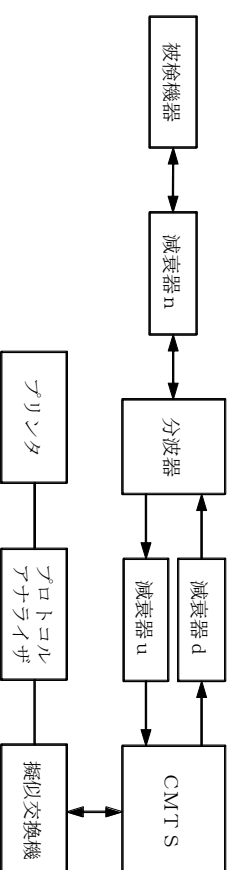
㉔ 3分2回以内方式と15回以内方式の機能を併せ持つ機器の場合には両方式について測定を行う。

四 識別情報登録

1 測定用機器は、次のとおりとする。

- ㉑ CMT S
- ㉒ 減衰器
- ㉓ 分波器
- ㉔ 擬似交換機
- ㉕ プロトコルアナライザ
- ㉖ プリンタ

2 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



3 測定手順は、次のとおりとする。

- ㉑ 2の測定回路ブロック図に示すように適切な同軸ケーブル及びコネクタ並びに減衰器及び分波器による擬似線路を使用し、CMT S対向によりCMT Sとの認証を確立する。
- ㉒ 第一項3㉑及び㉓の調整を行う。
- ㉓ 被検機器からの識別情報の登録の要求に応答しないように擬似交換機を設定し、被検機器から識別情報の登録を要求する信号を送出する。
- ㉔ 被検機器に設定された待機時間の後に、再び識別情報の登録を要

求める信号を送出することをプロトコルアナライザで確認する。

㉔ 被検機器からの識別情報の登録の要求に対し、待機時間を指示せずに登録ができない旨の信号を送出するように擬似交換機を設定し、被検機器から識別情報の登録を要求する信号を送出する。

㉕ 被検機器に設定された待機時間の後に、再び識別情報の登録を要求する信号を送出することをプロトコルアナライザで確認する。

㉖ 被検機器からの識別情報の登録の要求に対し、待機時間を指示する信号を送出するように擬似交換機を設定し、被検機器から識別情報の登録を要求する信号を送出する。

㉗ 被検機器が擬似交換機から指示された待機時間の後に、再び識別情報の登録を要求する信号を送出することをプロトコルアナライザで確認する。

五 ふくそう通知機能

1 測定用機器は、次のとおりとする。

㉘ CMTS

㉙ 減衰器

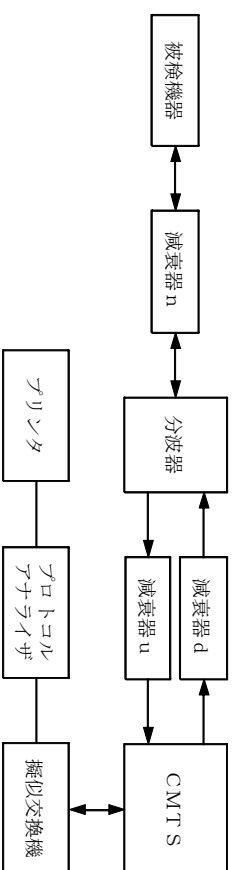
㉚ 分波器

㉛ 擬似交換機

㉜ プロトコルアナライザ

㉝ プリソタ

2 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



3 測定手順は、次のとおりとする。

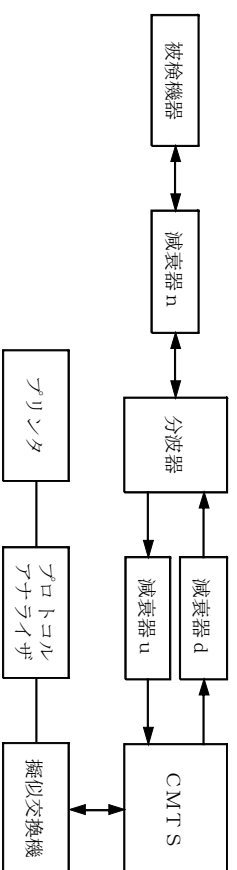
- ㉠ 2の測定回路ブロック図に示すように適切な同軸ケーブル及びコネクタ並びに減衰器及び分波器による擬似線路を使用し、CMTS対向によりCMTSとの認証を確立する。
- ㉡ 第一項3㉠及び㉡の調整を行う。
- ㉢ 被検機器から擬似交換機に対して、発信動作を行う。
- ㉣ 被検機器からの発信に対し、擬似交換機から被検機器にふくそうが発生している旨の信号を送出する。
- ㉤ ふくそうが発生している旨が被検機器の映像面の表示、受話器等からの可聴音又は音声等により通知されることを確認する。

六 緊急通報機能

1 測定用機器は、次のとおりとする。

- ㉠ CMTS
- ㉡ 減衰器
- ㉢ 分波器
- ㉣ 擬似交換機
- ㉤ プロトコルアナライザ
- ㉥ プリンタ

2 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



3 測定手順は、次のとおりとする。

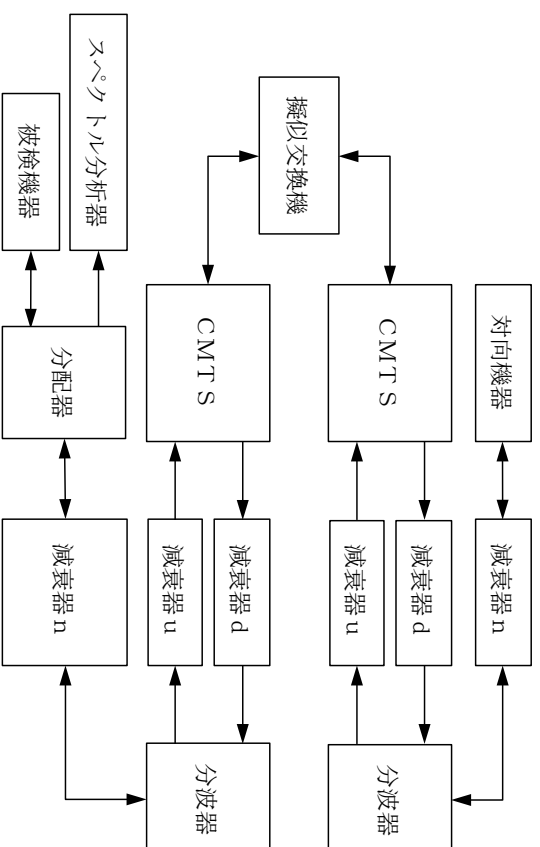
- ㊦ 2の測定回路ブロック図に示すように適切な同軸ケーブル及びコネクタ並びに減衰器及び分波器による擬似線路を使用し、CMTS対向によりCMTSとの認証を確立する。
- ㊧ 第一項3㊦及び㊧の調整を行う。
- ㊨ 被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に発信する。
- ㊩ 呼の設定を行うためのメッセージに含まれる電気通信番号が正しく送出されていることをプロトコルアナライザにより確認する。

七 電気的条件等

1 測定用機器は、次のとおりとする。

- ㊰ CMTS
- ㊱ 減衰器
- ㊲ 分波器
- ㊳ 分配器
- ㊴ 精度(±)0.5dB以内のスペクトル分析器
- ㊵ 擬似交換機
- ㊶ 被検機器と同一の機器又は既適合機器(2の測定回路ブロック図中「対向機器」とする。)

2 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



3 測定手順は、次のとおりとする。

㊦ TDMA方式の場合

- (1) 2の測定回路ブロック図に示すように適切な同軸ケーブル及びコネクタ並びに減衰器、分波器及び分配器による擬似線路を使用し、CMT S対向によりCMT Sとの認証を確立する。なお、被検機器の下り受信は標準運用レベル0dBmV又は60dBμVとなるように減衰器d及びbnを調整するものとする。
- (2) 被検機器と対応機器を通話状態にする。
- (3) 測定を行う被検機器の上り信号周波数にスペクトル分析器の中心周波数を設定し、スパン及びリファレンスレベルを測定に適した値に設定する。上り信号周波数範囲は、次のとおりとする。ただし、測定時の上り信号周波数は、周波数範囲内の任意の周波数とする。

ア ITU-T 勧告 J.112 Annex B 及び ITU-T 勧告 J.122 の場合、5MHz以上42MHz以下

イ ITU-T 勧告 J.112 Annex C、ITU-T 勧告 J.122 Annex J 及び ITU-T 勧告 J.222.1 Annex D の場合、10MHz以上55MHz以下

ウ ITU-T 勧告 J.222.1 の場合、5MHz以上85MHz以下

(4) 被検機器の上り送信レベルが規定されている最大レベルとなるように減衰器 u を調整する。

(5) スペクトル分析器の分解能帯域幅 (以下「RBW」という。) をデジタル変調波のシンボルレートの百分の一以下の値に、映像帯域幅 (以下「VBW」という。) を RBW の三十分の一以下の値に設定し、そのレベルは最大値固定表示、その単位は dBmV/Hz 又は $\text{dB}\mu\text{V}/\text{Hz}$ とする。

(6) 被検機器の上り信号の中心周波数のレベルを測定し、測定値 L_m に対して、次の帯域換算法により送信電力を計算する。

ア (送信電力 $[\text{dBmV}] = (L_m [\text{dBmV}/\text{Hz}]) + 10 \log$ (変調信号のナイキスト帯域幅 $[\text{Hz}]) +$ (分配器の損失 $[\text{dB}])$)

イ (送信電力 $[\text{dB}\mu\text{V}] = (L_m [\text{dB}\mu\text{V}/\text{Hz}]) + 10 \log$ (変調信号のナイキスト帯域幅 $[\text{Hz}]) +$ (分配器の損失 $[\text{dB}]$)

ロ S-CDMA方式の場合

(1) 2の測定回路ブロック図に示すように適切な同軸ケーブル及びコネクタ並びに減衰器、分波器及び分配器による擬似線路を使用し、かつ CMTS 対向により CMTS との認証を確立する。なお、被検機器の下り受信は標準運用レベル 0dBmV 又は $60\text{dB}\mu$

Vとなるように減衰器 d 及び n を調整するものとする。

(2) 被検機器と対応機器を通話状態にする。

(3) 測定を行う被検機器の上り信号周波数にスペクトル分析器の中心周波数を設定し、スパン及びリファレンスレベルを測定に適した値に設定する。上り信号周波数範囲は、次のとおりとする。ただし、測定時の上り信号周波数は、周波数範囲内の任意の周波数とする。

ア ITU-T 勧告 J.112 Annex B 及び ITU-T 勧告 J.122 の場合、5 MHz 以上 42 MHz 以下

イ ITU-T 勧告 J.112 Annex C、ITU-T 勧告 J.122 Annex J 及び ITU-T 勧告 J.222.1 Annex D の場合、10 MHz 以上 55 MHz 以下

ウ ITU-T 勧告 J.222.1 の場合、5 MHz 以上 85 MHz 以下

(4) 端末数を n とした場合、被検機器一台当りの送出レベルが、最大レベルの n 分の一の送信レベルとなるように減衰器 u を調整する。

(5) スペクトル分析器の RBW をデジタル変調波のシンボルレートの百分の一以下の値に、VBW を RBW の三十分の一以下の値に設定し、そのレベルは最大値固定表示、その単位は dBmV/Hz 又は dB μ V/Hz とする。

(6) 被検機器の上り信号の中心周波数のレベルを測定し、測定値 Lm に対して、次の帯域換算法により送信電力を計算する。

ア (送信電力 [dBmV]) = (Lm [dBmV/Hz]) + 10log (変調信号のナイキスト帯域幅 [Hz]) + (分配器の損失 [dB]) + 10log (n)

1 (送信電力 [dB μ V]) = (L_m [dB μ V/Hz]) + 10log
(変調信号のナイキスト帯域幅 [Hz]) + (分配器の損失 [dB]) + 10log (n))

ただし、nは(4)で述べた端末数とする。

ハ アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力

1 測定用機器は、次のとおりとする。

イ CMTS

ロ 減衰器

ハ 分波器

ニ 基準器 (1,500Hz、0dBmの基準信号を発生し、インタラネット

プロトコル電話網に接続されデジタル音声データを送信できる機能
を有すること。)

ヒ 擬似交換機

フ D/A変換器

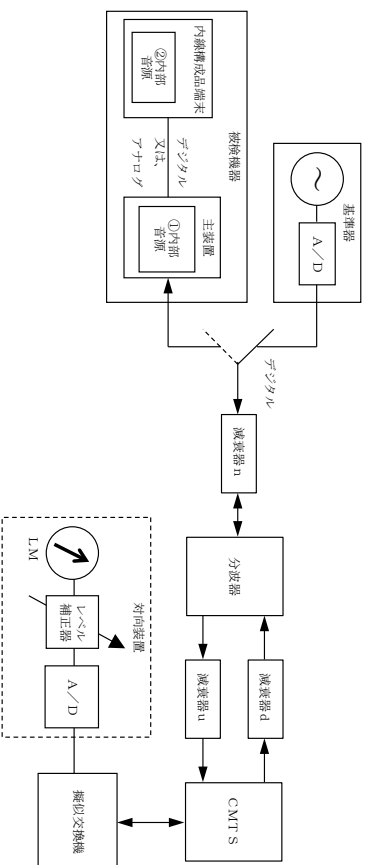
ヘ レベル補正器 (アナログ信号をレベル調整する機能を有すること。)

コ レベル計 (600 Ω 終端で電力レベルが測定できること。)

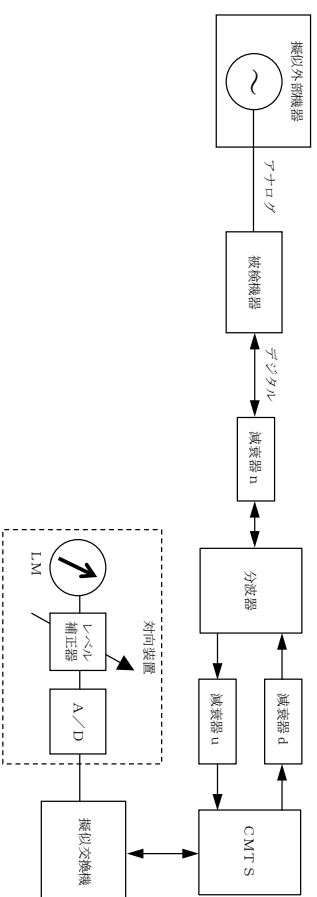
ク 擬似外部機器 (1,500Hz、0dBmの基準信号を発生し、被検機器
の外部インタフェースに接続され、アナログ電話端末と通信が可能
なこと。外部インタフェース種類ごとに異なる。)

2 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。

イ 被検機器内部音源測定回路



㉒ 外部インタフェースがある場合の測定回路



3 測定手順は、次のとおりとする。

- ㉑ 平均レベルの測定について、測定帯域はアナログ電話端末の音声帯域である300Hzから4kHzまでの帯域とし、測定時間は最大レベルを含む3秒間とする。ただし、データ通信信号など連続した信号のみの場合は0.3秒間でも可とし、測定値はその平均値とする。
- ㉒ 2の測定回路ブロック図に示すように適切な同軸ケーブル及びコネクタ並びに減衰器及び分波器による擬似線路を使用し、CMTS対向によりCMTSとの認証を確立する。
- ㉓ 第一項3㉑及び㉒の調整を行う。

四 前準備 (レベル補正)

- (1) 基準器と対向装置を通話状態とし、基準器の発信器から1,500 Hz、0 dBmの信号を送出する。
 - (2) レベル計の測定値が0 dBmとなるようにレベル補正器を調整する。
 - (3) 五及び六の測定前には必ずレベル補正を行う。
- 五 内部音源の測定
- (1) 被検機器と対向装置を通話状態とし、被検機器から対向装置へ内部音源の信号を送出し、レベル計でレベルを測定する。
 - (2) 内線構成品を含むすべての内部音源について測定を行う。
- 六 外部インタフェースの測定
- (1) 被検機器を介して擬似外部機器と対向装置を通話状態とし、擬似外部機器から対向装置へ1,500 Hz、0 dBmの信号を送出し、レベル計でレベルを測定する。
 - (2) アナログ電話端末と通信可能なすべての外部インタフェースについて測定を行う。

別表第四号 同軸インタフェースの専用通信用線設備等端末の測定方法

- 一・二 (略)
- 三 測定手順は、次のとおりとする。
 - 1 TDM A方式の場合
 - (一)・(二) (略)
 - (三) 測定を行う被検機器の上り信号周波数にスペクトル分析器の中心周波数を設定し、スパン及びリファレンスレベルを測定に適した値に設定する。上り信号周波数範囲は、次のとおりとする。ただし、測定時の上り信号周波数は、周波数範囲内の任意の周波数とする。

別表第三号 同軸インタフェースのデジタル端末の測定方法

- 一・二 (略)
- 三 測定手順は、次のとおりとする。
 - 1 TDM A方式の場合
 - (一)・(二) (略)
 - (三) 測定を行う被検機器の上り信号周波数にスペクトル分析器の中心周波数を設定し、スパン及びリファレンスレベルを測定に適した値に設定する。上り信号周波数範囲は、次のとおりとする。ただし、測定時の上り信号周波数は、周波数範囲内の任意の周波数とする。

<p>(1) <u>ITU-T勧告 J.112 Annex B</u> 及び <u>ITU-T勧告 J.122</u> の場合、5 MHz以上42MHz以下</p> <p>(2) <u>ITU-T勧告 J.112 Annex C</u>、<u>ITU-T勧告 J.122 Annex J</u> 及び <u>ITU-T勧告 J.222.1 Annex D</u> の場合、10MHz以上55MHz以下</p> <p>(3) <u>ITU-T勧告 J.222.1</u> の場合、5 MHz以上85MHz以下</p> <p>(四)～(六) (略)</p> <p>別表第五号～別表第十号 (略)</p>	<p>(1) <u>ITU-T J.112 Annex B</u> 及び <u>ITU-T J.122</u> の場合、5 MHz以上42MHz以下</p> <p>(2) <u>ITU-T J.112 Annex C</u> 及び <u>ITU-T J.122 Annex J</u> の場合、10MHz以上55MHz以下</p> <p>(四)～(六) (略)</p> <p>2 S-CDMA方式の場合</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 測定を行う被検機器の上り信号周波数にスペクトル分析器の中心周波数を設定し、スパン及びリファレンスレベルを測定に適した値に設定する。上り信号周波数範囲は、次のとおりとする。ただし、測定時の上り信号周波数は、周波数範囲内の任意の周波数とする。</p> <p>(1) <u>ITU-T J.112 Annex B</u> 及び <u>ITU-T J.122</u> の場合、5 MHz以上42MHz以下</p> <p>(2) <u>ITU-T J.112 Annex C</u> 及び <u>ITU-T J.122 Annex J</u> の場合、10MHz以上55MHz以下</p> <p>(四)～(六) (略)</p> <p>別表第四号～別表第九号 (略)</p>
---	---